(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町宮本字平田二四八、二五〇・字奥山二七六の二、二七六の三、二七六の五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平田二四八・二五〇・字奥山二七六の三・二七六の五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町宮本字野止好二二七の二二五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字野止好二二七の二二五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百八十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十二日

国土交通大臣　前田　武志

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道25号国分本町地区歩道整備事業（大阪府柏原市国分市場二丁目地内から同市国分本町二丁目地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　大阪府柏原市国分市場二丁目、国分本町七丁目、国分本町六丁目、田辺一丁目、国分本町四丁目、国分本町三丁目及び国分本町二丁目地内

２　使用の部分　大阪府柏原市国分市場二丁目、国分本町七丁目、国分本町六丁目、田辺一丁目、国分本町三丁目及び国分本町二丁目地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、大阪府柏原市国分市場二丁目地内から同市国分本町二丁目地内までの延長674ｍの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道25号国分本町地区歩道整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道25号（以下「本路線」という。）は、四日市市を起点とし、伊賀市、大和郡山市、八尾市等を経由して大阪市に至る延長約196kmの主要幹線道路である。

本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、近畿日本鉄道大阪線河内国分駅に至る地域住民の生活道路であり、沿線の小・中学校の通学路としても利用されている。

しかしながら、現道は、自動車交通量が多いにもかかわらず、歩道等が未整備であり、交通事故が多発するなど、歩行者及び自転車（以下「歩行者等」という。）の安全が十分に確保されていない状況にある。

本件事業の完成により、幅員が4.5ｍの自転車歩行者道が新たに整備されることから、歩行者等と自動車との交通が分離されるとともに、歩行者等が安全にすれ違うことのできる幅員の確保が図られ、歩行者等の安全な通行の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が、任意で大気質、騒音等について調査及び検討を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

上記の調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、大阪府教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等の安全な通行の確保を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づき、自転車歩行者道を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和37年６月19日に都市計画決定され、平成17年８月９日に変更決定された都市計画と、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は自動車交通量が多いにもかかわらず、歩道等が未整備であることなどから、できるだけ早期に歩行者等の安全な通行の確保を図る必要があると認められる。

また、柏原市長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。